

毎月前月 6 営業日前からの

諸手続きについて

■ 6 月以降の京都府における重点措置期間が延長も検討されているところから、毎月 6 営業日前から予定しております諸手続きは、**6 月 1 日(火)からに変更させていただきます。**

■ 6 月 1 日(火)開始の諸手続き

①新規利用定期券販売

②タオルパス販売

③有料教室申込

(水泳教室・パーソナル・スカッシュ教室等)

京都テルサフィットネスクラブ